

廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業

1, 092百万円（1, 095百万円）

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課
廃棄物対策課

1. 事業の必要性・概要

廃棄物処理分野における地球温暖化対策推進のため、燃やさざるを得ない廃棄物からのエネルギーを有効活用するため、廃棄物処理業者等が行う高効率な廃棄物エネルギー利用施設または廃棄物等燃料製造施設の整備事業（新設、増設又は改造）について補助を行う。

2. 事業計画（業務内容）

○補助対象

民間事業者（一定以上のエネルギー利用効率を有する以下の施設等）

①廃棄物高効率熱回収

②廃棄物等燃料製造

※… これらの建築施設の省エネルギーに資する照明・空調設備についても補助対象とする

○補助率等

施設の高効率化に伴い追加的に生じる施設整備費の1/3を限度

3. 施策の効果

高効率熱回収の促進等により廃棄物エネルギーの更なる利用が拡大され、廃棄物・リサイクル分野のCO₂排出量が削減される。

また、熱回収等と合わせて施設の省エネ化を促進することで、CO₂排出量削減を加速させる。



事業目的・概要等

背景・目的

廃棄物分野に関する地球温暖化対策として、廃棄物高効率熱回収やバイオマスエネルギー活用による未利用のエネルギーの有効活用を促進する。

事業概要

廃棄物処理業を主たる業とする事業者が行う高効率な廃棄物エネルギー利用施設または廃棄物等燃料製造施設の整備事業（新設、増設又は改造）及び建築施設の省エネルギーに資する照明・空調設備への補助

事業スキーム

補助対象：民間事業者等
補助割合：1 / 3 を上限とする。
実施期間：平成15～32年度
※ 間接補助による執行

期待される効果

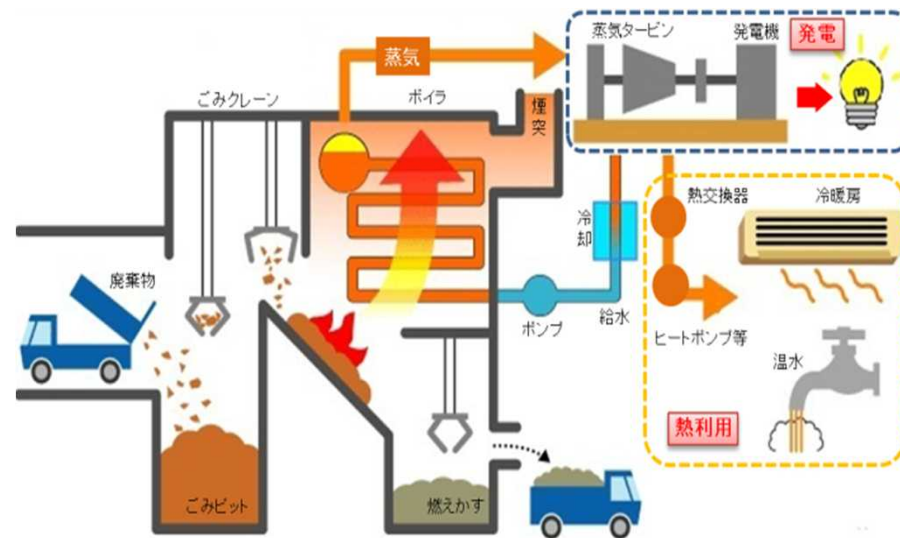
- 未利用エネルギーの有効活用により、エネルギー起源CO₂削減が削減され、地球環境の保全に資する。
- 熱回収等と省エネ化を一体的に促進し、CO₂削減を加速させる。

イメージ

廃棄物エネルギー導入事業対象

① 廃棄物高効率熱回収

② 廃棄物等燃料製造



廃棄物熱回収のイメージ